

令和2年度
第6回福島県森林審議会議事録

日時：令和3年1月19日（火）
場所：杉妻会館 4階 牡丹

福島県農林水産部
森林計画課

令和2年度第6回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和3年1月19日(火) 13時30分～15時25分

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹

3 出席者

(委 員)

藤野正也会長、秋元公夫会長代行、緑川平壽部会長、阿部恵利子委員、荒川敦郎委員、今野万里子委員、佐藤淳一委員、齋藤久美子委員、齋藤澄子、田坂仁志委員、

〔※下線部の4名の委員はリモートで参加しました。〕 (以上10名)

(福島県)

農林水産部長、農林水産部技監、農林水産部政策監、農林水産部次長(森林林業担当)、農林総務課長、農林企画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長

(以上9名)

4 議 事

(1) 議事

ア 地方意見交換会(報告)

イ 新しい福島県農林水産業振興計画(原案)

5 その他

連絡事項

6 閉 会

7 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

| | |
|--------------------------|---|
| <p>司会 (三浦総括主幹)</p> | <p>本日は、大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>私、本日の進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今より、福島県森林審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。</p> |
| <p>藤野会長</p> | <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、福島県森林審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の審議会は、「新しい福島県農林水産業振興計画」についてであります。</p> <p>令和2年9月23日に行った第4回森林審議会では「骨子案」を議論いただきました。</p> <p>今回は、次第のとおり「地方意見交換会」の報告と、「新しい福島県農林水産業振興計画の本文（原案）」が議題となっています。</p> <p>委員の皆様の忌たんのない発言等をくださるようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、連日報道があるように、新型コロナウイルス感染症に伴う感染者数が全国的に増加しており、感染防止対策の観点から森林審議会でも、リモートでの会議を開催する運びとなりました。</p> <p>地元で参加される委員も、活発な発言をくださるようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>司会 (三浦総括主幹)</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、農林水産部長より挨拶を申し上げます。</p> |
| <p>農林水産部長 (松崎部長)</p> | <p>福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日はお忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症の第3波が全国的に広がっている中、リモート参加を含め御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、皆様には日頃、本県の森林・林業行政の推進に御理解と御協力を頂いておりますことを、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は昨年9月の審議会において、皆様に「新しい福島県農林水産業振興計画の骨子案」について御審議いただきました後、10月から11月にかけて開催しました「地方意見交換会」の結果について、御報告いたしますとともに、「新しい計画の本文原案」について御説明申し上げ、各施策のより具体的な内容と施策の達成度を測る指標の設定等について御審議を頂くこととしております。</p> <p>委員の皆様には、忌たんのない御意見等を賜りますようお願い申し上げます。本日は、よろしくお願いいたします。</p> |

司会

(三浦総括主幹)

ありがとうございました。

なお、松崎農林水産部長におかれましては、所用がございますので退席させていただきます。

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

お手元の冊子の5枚目、資料一覧の見出しの次のページでございます「配布資料一覧表」を御覧ください。

本日の審議会の資料は、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「委員名簿」、資料1から資料3、参考1から参4のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

なお、参考2は福島県農業振興審議会の資料となっておりますので、配付しておりません。

なお、県側の出席者でございますが、次第の次のページでございます「出席者名簿」を御覧願います。

それでは、4ページ目の委員の出席状況について、御報告させていただきます。

「福島県森林審議会出席者名簿」を御覧ください。

本日、欠席されております委員ですが、遠藤忠一委員、酒井美代子委員、白岩和子委員、関奈央子委員、豊田新一委員の5名から欠席の御報告をいただいております。

なお、豊田委員の欠席につきましては、出席者名簿の修正をお願いいたします。

また、今回からリモートによる開催形式としております。リモートにて参加いただいている委員は、出席者名簿の氏名のところに、米印(※)を表記しております。

阿部恵利子委員、荒川敦郎委員、今野万里子委員、佐藤淳一委員の4名となっております。

委員総数15名のところ、10名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立しております。

それでは、次第5の議事に移らせていただきます。

福島県森林審議会規程第5条により会長が議長となりますことから、藤野会長に議事進行をお願いいたします。

それでは、藤野会長よろしくをお願いいたします。

議長(藤野会長)

委員の皆様のお協力をお願いいたします。

始めに、森林審議会規程第7条第2項により議事録署名人を2名指名いたします。齋藤久美子委員と齋藤澄子委員に、お願いいたします。

それでは、議事(1)「地方意見交換会」について、事務局より説明願います。

事務局
(農林企画課
鈴木課長)

農林企画課の鈴木でございます。よろしくお願いをいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

御手元の資料1を御覧ください。

新しい福島県農林水産業振興計画策定に係る地方意見交換会の結果の概要について、御説明をさせていただきます。

昨年10月30日から11月19日にかけて、県内7地方に加えまして、海面漁業・内水面漁業合計9回にわたり、農林漁業者の皆様55名の方に御出席を頂き意見交換を実施いたしました。

なお、意見交換には各審議会の委員の方にも御出席を頂いております。

1ページ、2ページには、地方ごとの出席者など記載しておりますので、後ほど御覧ください。

3ページをお開きいただきたいと思います。

意見交換会におきまして頂きました主な意見につきまして、新しい計画の第4章の施策の各節ごとに主な意見を取りまとめましたので、資料に基づき概要を御説明をさせていただきます。

まず、(1) 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化では、1つ目の農林水産業に共通する意見として、

- ・放射線のモニタリング検査を長年やってきたことで、消費者から安全性について信頼を得てきた。引き続きモニタリング検査は実施していくことが大切だ。
- ・復興という言葉が飛び交っているが、補助金に頼らず早く自分の力で経営をしていきたい。

3つ目の森林林業に関する意見といたしまして、

- ・きのこや山菜で毎年のモニタリング検査がとても負担になっている。何年も放射性物質は検出されていないところは、簡素化に向けた取組をお願いをしたい。
- ・震災から10年が経過するが、広葉樹の整備が進んでいない。長期間整備がなされず高齢化した広葉樹は更新が出来なくなってしまう。

などの御意見がございました。

続いて、(2) 多様な担い手の確保・育成では、1つ目の農林水産業に共通する意見といたしまして、

- ・担い手確保のためには収益性の高い経営基盤が必要。
- ・60歳から80歳代の人材が活躍すると、若い世代も頑張れると思う。そうした人材が活躍出来るシステムを進めていってほしい。
- ・意欲とやりがいをもって、職業として選択されるような持続可能な農林水産業を目指していくことが必要。
- ・これまで、3人で1か月かかった林地測定関係業務がドローンの導入に

より4、5日で終わるようになった。地味なイメージからデジタル化を推進して若い人に目を向けてもらう手段としたい。

などの御意見がございました。

森林林業に関する意見といたしまして、

- ・若手の林業就業者も結構いるそうだが、長続きせず離職者も多い。労働環境が問題と思われるので、何らかの対策を講じてもらいたい。
- ・山林をもっと魅力ある職場として、担い手を増やしていくためには、あらゆる手段を使って山にお金を入れて、人を入れていく必要がある。

などの御意見がございました。

(3) 生産基盤の確保整備と試験研究の推進では2つ目の森林林業に関する意見として、

- ・今植えた木は10年後では使い物にならない。林業分野では、数十年先を見据えた計画を立ててもらいたい。

などの御意見がございました。

(4) 需要を創出する流通・販売戦略の実践では、1つ目の農林水産業に共通する意見といたしまして、

- ・独自のアンケート調査、これは消費者団体連絡協議会の調査でございますが、放射能のある程度のリスクは、ほかのリスクと同じように変わらないから受け入れる、という意識の変化がみられる。

3つ目の森林林業に関する意見といたしまして、

- ・県内の林業木材業を衰退させないために、地域の小規模林業・木材業同士が連携した組織を各地に増やして行ってほしい。
- ・伐期を迎えた大径材が売れない、使えない状況にある。木造利用を増やす取組を促進してほしい。
- ・菌床のおが粉については、県外の秋田、山形、岩手のものを使用している。放射能の数値というよりも消費者のニーズとして県産材は取引の対象とならない。

などの御意見がございました。

続きまして、(5) 戦略的な生産活動の展開では、2つ目の森林林業に関する意見といたしまして、

- ・林業が衰退すれば農業が衰退し、地域全体が衰退すると思っている。森林の保存ではなく、森林の循環利用すなわち木を使いながら切っていく計画が必要と考える。
- ・しいたけの栽培に使用するおが粉の原料が県産のものでない。他県産のおが粉を使用して作ったしいたけを福島県産とは胸を張って言えない。

などの御意見がございました。

続いて、(6) 活力と魅力ある農山漁村の創生では、1つ目の農林水産業に共通する意見といたしまして、

- ・学校教育で農林水産業を教えるなど福島県ならではの意識醸成を図る必要がある。
- ・グリーン・ツーリズムは、都外の方に地域のことに知っていただく良い取組だと思うが、今は少し中断されているので、コロナ禍でも対策を講じながら進められると良いと思う。

3つ目の森林林業に関する意見といたしまして、

- ・市町村が森林管理を委ねられても林務担当はおらず対応は難しい。民有林の管理ができなくなるのではと考えている。
- ・森林を活かした自然体験、環境教育、木育、森育が将来の森林・林業の発展に重要であるため、森林環境税を活用するなどして、教育施設整備を支援してほしい。
- ・森林整備をしてアウトドア施設を作れば健康増進にも役立ち、近くにバーベキュー場等もあれば、1日居れて体力づくりも出来る。

などの御意見を頂きました。

(7) その他でございます。前回の審議会でも御議論を頂きました基本目標の「もうかる」というキーワードにつきまして、意見を伺いました。

主な意見は記載のとおりで、肯定的、否定的の両方の意見がございましたが、意見の数といたしましては全体として肯定的な意見が多く出されました。

肯定的な意見の主なものとして、

2つ目、「もうかる」ことが1番重要だが、後継者育成、人材育成などの課題の部分も重要である。

3つ目、「もうかる」は、みんなの力を合わせてもうかる土壌をつくろう、それをみんなでやるぞ、という福島県の気持ちだと個人的には思っている。

6つ目、7つ目、「もうかる」は、わかりやすい表現で良い。

最後に、産業、職業としてもうかる必要がある。積極的に発信すべき。

などの御意見がございました。

否定的な意見といたしましては、

1つ目、「もうかる」という言葉に違和感がある。「明るい」「豊かな」などはどうか。

3つ目、「もうかる」よりも、夢のあるスローガンが良い。

4つ目、「もうかる」にはポジティブ、ネガティブの二面性があり、山間部でもうからなくても従事している人もいる。「安定した」など二面性のない表現の方が良いのではないか。

最後に、「もうかる」は露骨すぎる。継続、持続可能などが良いのではないか。

などの御意見がございました。

これらの御意見については、今回案として御提示をさせていただいております、新しい計画の原案の作成に当たりまして、参考とさせていただいております。

7ページ以降は、それぞれの個別の意見を記載させていただきましたので後ほど、御覧いただければと思います。

以上、地方意見交換会の御意見の概要について、御説明をいたしました。よろしく願いをいたします。

議長(藤野会長)

はい。ありがとうございます。

ただ今、資料1について説明いただきました。

これまでの説明について、御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

〔※意見なし。〕

では、特にないということですので、資料1については、以上とさせていただきます。

次に、議事(2)「新しい福島県農林水産業振興計画(原案)」について、事務局より説明願います。

事務局
(森林計画課
會田主幹)

森林計画課主幹の會田です。よろしくお願ひします。

新しい福島県農林水産業振興計画(原案)について、説明いたします。

使います資料は、資料2-1「新しい福島県農林水産業振興計画について」で、これは資料2-2「福島県農林水産業振興計画(原案)」の概要版となっております。

資料2-2は「福島県農林水産業振興計画(原案)」になります。

これは昨年9月23日に開催した森林審議会で、御審議をいただいた振興計画(骨子案)でいただいた御意見や先ほど説明いたしました地方意見交換会でいただいた御意見等を踏まえ、原案として作成したものであります。

今回の審議会資料につきましては、森林林業関係については黒字で、農業・水産業関係については薄い灰色で表現させていただいております。

そして、資料3「新しい福島県農林水産業振興計画策定スケジュール(案)」になります。

説明に入る前に、今回の森林審議会の位置づけになります。

後ほど資料3で説明いたしますが、今回説明する振興計画(原案)について、審議会委員の皆様から御意見をいただき、今回いただいた御意見を3月の審議会振興計画(原案)を反映させて御審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は、基本的に資料2-1により説明させていただきます。資料2-1を御覧ください。

1 ページをお開きください。

1 新しい「福島県農林水産業振興計画」策定の基本的な考え方について述べております。中ほどの策定に当たっての基本的な考え方ですが、

- ・ 長期的展望に立った県が行う施策の基本的な方向性を示す計画である。
- ・ 農林漁業者はもとより、県などあらゆる主体がそれぞれの強みを発揮し、相互に連携・共創して、将来目指す姿を実現するための指針となるものであります。
- ・ 今後の県の施策の方向性等を定めるものであります。

2 ページを御覧ください

2 計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間についてであります。

まず計画策定の趣旨ですが、平成23年3月の東日本大震災と原子力災害により甚大な被害を受け、本県の農林水産業は深刻な事態に直面いたしました。農林漁業者を始め、関係者の懸命な努力により、本県の農林水産業の復興・再生は着実に前進してまいりました。

一方、10年が経過した現在でも、依然として多くの課題が残っております。農林水産業者・農山漁村を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症など、新たな脅威による課題にも直面しております。

こうした状況を踏まえ、県が行う長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示す指針として、新しい計画を策定するものになります。

計画の位置づけです。

- ・ 県政運営の基本方針である福島県総合計画の農林水産分野の計画になります。
- ・ 福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画になっております。
- ・ 本県の農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画に位置づけられております。

次に、計画期間ですが令和12年度を目標年度として計画をしております。

3 ページをお開きください。

3 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢でございます。

これにつきましては、資料2-2の6ページから27ページに記載のとおりですが、時間の都合もありますので、森林林業関係で幾つか説明させていただきます。

資料2-2の8ページをお開きください。

下段にございます、林業産出額の推移のグラフを載せております。

震災前、平成22年次には125億円だった産出額は、震災後74億円まで減少し、平成30年では104億円まで回復してまいりました。

10 ページをお開きください。

上段にございます、森林整備面積の推移のグラフを載せております。

震災前、約1万2千haあった整備面積は、震災後は減少し、令和元年度は約6千ha、5,707haと半減した状態になっております。

14ページをお開きください。

上段にございます、林業経営体数は原案の令和2年2月時点で771であり、これは国勢調査の結果になります。平成27年の調査では2,721の経営体数から7割以上減少しております。

19ページをお開きください。

上段にございます、木材生産量ですが、震災後は減少しましたが、その後回復し、震災直前の水準を回復してきております。

24ページをお開きください。

下段にございます、森林づくり活動への参加者数のグラフは、震災直後に減少したものの順調に増加しております。

平成30年は23万562人という形で全国植樹祭や関連行事などの開催がありまして、平成29年を大きく上回ったという状態でございます。

資料2-1の方に戻らせていただきたいと思います。

4ページをお開きください。

4 基本目標です。農林水産業及び農山漁村の役割についてですけれども、食料供給機能そして県土保全や美しい景観などの多面的な機能を持っており、県民の健やかな暮らしを実現するものであります。

基本理念といたしまして、農林水産業・農山漁村のさらなる発展、複合災害からの復興・再生、2つの理念を達成させるために、3つの視点で整理をさせていただいております。

1つ目の視点は、子供たちが大人になっても農林水産業を職業として選んでもらうことができる。具体的には所得が確保できることや、やりがいがあるというところから、「もうかる」という表現に、繋がらせていただいております。

2つ目の視点は、安心して暮らす潤いや活力をもたらす農山漁村を将来に引き続いていくという概念です。守る・育てる。充実した生活ができる。活力魅力があるという形で、「誇れる」という表現に繋がらせていただいております。

3つ目の視点は、様々な方々がそれぞれ主体的に参画し、農林水産業・農山漁村を支えていくことで支え合う、都市と農山漁村の繋がりがあるという形で、共に創るいわゆる連携・共創という概念に繋がらせていただいております。

基本目標で仮ではございますけれども、『「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』ということをテーマとしてまとめさせてい

いただきました。

右下にイメージ図を作らせていただいております。「もうかる」と「誇れる」を共に創ることで支えるというイメージで作らせてもらっています。

5 ページをお開きください。

この基本目標を『(仮)「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』を達成させるために、目指す姿として4つの切り口を持たせております。

1つ目が、東日本大震災・原子力災害からの復興で目指す姿の形として、

- ・先端技術等を活用した新たな経営・生産方式が全国に先駆けて展開されている。
- ・特定復興再生拠点区域においても、農業の営みが再開されている。
- ・風評が払拭され、適正な評価で取引がされている状態です。

2つ目の目指す姿として、持続的な発展を支える強固な基盤の確保で、

- ・意欲ある経営体と多様な主体が活躍し、産地を支えています。
- ・農林水産業を職業として、選択する若者が増加している。
- ・経営や生産基盤が、次の世代に円滑に継承されている。

そういった姿になっている福島県という形でございます。

3つ目の安全で魅力的な農林水産物の供給という概念で、農林水産物の安全と消費者等からの信頼が確保されている。

- ・先端技術を活用し、安定的に農林水産物が生産されている。
- ・ふくしまブランドを確立し、生産から流通・販売に至る一体的で戦略的な取組が展開されている姿になります。

4つ目の活力と魅力ある農山漁村の実現という形で、

- ・農林水産業・農山漁村の役割に対する意識が醸成されている。
- ・農山漁村が持っている多面的機能が維持・発揮され、災害に強く魅力的な農山漁村が形づくられている。
- ・地域産業6次化を始めとした取組により、農山漁村の活力に満ちている。

こういった姿を目指しまして、各種施策を取り組んでいく考えであります。

6 ページを御覧ください。

6 施策体系になります。基本目標を達成させるために、6つの施策で取り組んでまいります。

全体的なことになりますが、経済・社会・環境の課題を総合的に解決することを目指すSDGs、持続可能な開発目標の理念が幅広く浸透し、世界各国で取組が始まっております。自然資本や環境に立脚した農林水産業は、SDGsの実現において果たす役割が非常に大きく、他産業に率先してSDGsの実現に貢献することが求められています。このため、本県の農林水産業・農山漁村のめざす姿の実現に向けて、SDGsの理念・目標を意識しながら必要な施策を推進していくこととしております。

4つの目指す姿のために、6つの施策でその実現を図るものとしております。また、それぞれの農林事務所単位で「地方の振興方向」を定めております。では、それぞれの施策について説明させていただきます。

7ページをお開きください。

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化でございます。

ページ右上には、それぞれの節におけるSDGsの項目について表示しております。

まず施策の方向性です。森林関係の説明ですが、今回は森林審議会であり森林・林業関係をピックアップする形で説明させていただきたいと思っております。

改めまして施策の方向です。放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生ときのご類の生産再開・継続取り組んでまいります。

背景・課題といたしまして、森林整備面積は震災前の50%になっており、避難指示による立ち入り制限や避難指示の長期化により、森林所有者の森林施業意欲が減退したことが要因と考えられております。

8ページを御覧ください。

具体的な取り組みです。

1つ目、生産基盤の復旧と被災した農林業者への支援で生産基盤の復旧ですが、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を一体的に進める取組を支援。現在実施しているふくしま森林再生事業のことを指しており、多くの市町村で取り組んでおり継続して支援していきます。また、広葉樹林再生事業も同様になります。

福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組に基づき、市町村の意向を踏まえた里山再生の取組を推進、令和2年度から里山再生事業という形で取組を開始させていただいております。

次に、次世代きのご原木林の整備で、放射性物質の拡散によって原木が生産出来なくなったという状況でございますので、次世代きのご原木林について取り組んでいきます。野生山菜・きのごの出荷再開に向けて制度の改正等の取組を国と連携して推進してまいります。

次に、木材製品等に係る安全を証明する体制構築の促進、そして間伐材等の未利用材等を木質バイオマスとして活用するなど、森林資源の有効利用に向けた取組を推進してまいります。

林道につきましては、市町村等による災害復旧が迅速に進むように引き続き支援してまいります。また、帰還する住民の安全確保のために、林地や海岸防災の復旧整備を行ってまいります。

次に、農林漁業者等の支援ですけれども、きのご類生産再生に向け資材等導入を支援、そして放射性物質の影響を低減させる栽培技術の普及等を行ってまいります。

2つ目、避難地域等における農林水産業の復興の加速化ですが、新たな経

営生産方式の導入の中では、森林整備とその実証に必要な放射性物資対策等の取組を支援します。先ほど御説明したふくしま森林再生事業とか広葉樹林再生事業のことになります。

木材の利用促進に向けて、川上から川下が一体となった安全・安心を確保する取組を推進してまいります。

森林管理システムの導入等の取組を支援し、市町村による森林整備を推進してまいります。昨年施行されました森林経営管理法の推進を図るものでございます。

高性能林業機械の導入による木材生産の低コスト化、効率化を推進していきます。

新たな担い手の確保につきましては、林業に就業希望する者を対象に研修施設を整備し、就業前長期研修講座を開設するというものでございます。

これにつきましては、令和4年度から林業研究センターの敷地内において開講する林業アカデミーふくしまの研修制度をスタートするという形で、現在準備を進めさせていただいているところでございます。

具体的に施策の達成を図る指標といたしまして、今回の原案につきましては指標名のみを表記させていただいております。具体的な目標数値につきましては、県の総合計画の取りまとめ状況にもよりますが、次回以降に提示させていただきたいと考えております。

この一節につきましては、施策の達成を測る指標として、森林整備面積を取り上げたいと考えてございます。

9ページをお開きください。

第2節 多様な担い手の確保・育成についてであります。

施策の方向性になります。地域の中核となる林業の担い手を育成してまいります。また、次代を担う新規林業就業者を確保・育成してまいります。

背景・課題といたしまして、林業就業者につきましては、ほぼよこ横ばい状態になっております。55歳以上の割合がおおむね半数を占めるということで、高齢化率が高い状態になってございます。

10ページを御覧ください。

具体的な取組になります。林業の担い手確保・育成の欄になりますけども、中堅技術者や市町村職員を対象に短期研修を実施するというもので、これにつきましては令和3年度から林業研究センターの施設等を活用いたしまして、研修を実施するという形で、現在計画を検討させていただいているところでございます。研修を運営するための協議会・サポートチームを設置してまいります。

林業労働者の安全衛生の確保、福利厚生の実施を推進してまいります。

林業経営体の経営の合理化や新たな事業展開を促進してまいります。また、林業労働力確保支援センターと連携した就職相談、高校生等を対象にした林

業現場見学会等を実施いたしまして、意識醸成に取組、新たな人材の確保に取り組んでまいります。

林業従事者の定着率を向上させるために、就労環境や雇用要件の改善、福利厚生の実を充実を図ってまいります。

4つ目の観点として、経営の安定強化ですけれども、林業は死亡事故等が他産業に比べて高い状況になっております。林業労働災害の低減に向け、労働安全衛生指導員による作業現場の巡回指導などにより、労働安全衛生対策に取り組んでまいります。

施策の達成を測る指標としましては、新規林業就業者数を考えております。

1 1 ページをお開きください。

第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進であります。

施策の方向性になります。効率的な森林整備の推進に向けた林内路網の整備を図ってまいります。また、低コストの生産性を確保するために、高性能林業機械の導入を推進してまいります。

背景・課題といたしまして、林業専用道等は令和元年度までに6,471 kmを整備してございます。

木材生産量につきましては、平成27年度に震災後を超えてから増加傾向が続いている状況でございます。

1 2 ページを御覧ください。

具体的な取組になります。林業生産基盤の整備のところになります。森林整備のための林業専用道などの整備、公的主体による森林整備と併せて行う森林作業道の開設を支援、この公的主体による森林整備というのが現在実施されています、ふくしま森林再生事業、広葉樹林再生事業となります。

高性能林業機械の導入や木材加工流通施設等の整備を推進、大径材利用拡大に向けたサプライチェーン構築を推進してまいります。

4つ目の観点として、戦略的な品種・技術の開発です。

安全な農林水産物の生産のための放射性物質除去・低減等の対応技術の開発を進めてまいります。

きのこの県オリジナル品種の開発、特色のある山菜やきのこの選抜と栽培技術の開発を進めてまいります。

きのこ原木として安全に利用する技術に加え、きのこ原木以外の用途にも利用拡大を図るなど技術開発を推進してまいります。

特に資源が充実しますすぎの大径材の利用を促進する技術開発を進めてまいります。

施策の達成度を測る指標といたしまして、林内路網整備延長、木材生産量、素材生産量です。戦略的な品種・技術の開発に関する普及に移し得る成果数、オリジナル品種等の普及割合等をこれらを指標と考えております。

13ページをお開きください。

4つの観点になります。需要を創出する流通・販売戦略の実践であります。施策の方向性といたしまして、農林水産物の安全性を確保するため、科学的知見に基づく生産段階からの対策の推進と検査を、引き続き実施してまいります。

また、風評払拭を含むために積極的な情報発信を行いまして安全性をアピールしてまいります。

他県等の競争力に打ち勝つために、ブランド力の強化というものに取り組んでまいります。

国内外における戦略的な販売促進により販路の開拓を推進していくとともに地産地消を推進し、具体的に消費される量の確保を図っていくというものでございます。

14ページを御覧ください。

具体的な取組になります。

県産農林水産物の安全と信頼の確保という形で、農林水産物を緊急時環境放射線モニタリングを現在も実施してますけれども、出荷制限等を継続し、安全なものを出荷していくとともに、現在出荷制限がかかっているものにつきましては、計画的な解除を進めてまいります。

安全な特用林産物の流通に向けた取組を継続して実施するとともに、安心きのこ栽培マニュアル等に基づく栽培技術の普及、安全と品質の太鼓判となる認証GAPの取得等を支援してまいります。

次に、戦略的なブランディングになりますが、なめこ、ほんしめじの県オリジナル品種を活用し、特色あるきのこ産地の形成を図ってまいります。

県産農水産物の安全性や魅力等を情報を積極的に発信してまいります。

3つ目の観点として消費拡大と販路開拓です。

県産材の首都圏等における非住宅分野への利用や海外輸出など新たな販路拡大を促進してまいります。

間伐材等の未利用材等の木質バイオマスの利用の促進や市町村等が行う熱源供給施設等の整備を支援してまいります。

15ページをお開きください。

5つ目の観点になります。戦略的な生産活動の展開になります。

施策の方向性ですが、基本目標で述べましたが「もうかる」農林水産業の実現を目指してまいります。

産地の競争力より強化し、福島ならではの高付加価値化の取組や環境と共生する農林水産業を推進してまいります。

背景・課題であります。木材生産額は本県林業産出額の約7割を占めております。しかし、震災前の約9割までしか回復していない状況となっております。県内の森林資源は本格的な収穫期を迎えておりますので、効率的・効果

的に活用していく必要があります。

16ページを御覧ください

具体的な取組になります。

1つ目は県産農林水産物の生産振興になります。

人工林の齢級構成は、かなり高齢級が多い状態に現在なっております。

それらを平準化し、森林の若返りやバランスのとれた森林資源に誘導してまいります。

大径材の利用拡大に向けサプライチェーンの構築等を促進してまいります。

採算性を上げるために高性能林業機械の導入や木材加工流通施設等の整備を促進してまいります。

花粉症対策として花粉の少ないスギの種子、穂木の供給体制の整備を行ってまいりますとともに、特用樹としてのうるし、桐の生産技術の普及、消費拡大などの取組を進めてまいります。

2つ目の観点として産地の生産力強化になります。

森林経営計画制度を推進し、一体的で効率的な施業と管理を進めるとともに、意欲と能力のある経営管理者への集積・集約化のための取組を支援し、素材生産の拡大等を促進していくこととしております。

主伐期を迎えた森林の循環利用を進めるため、低コスト化・省力化に向けた高性能林業機械の導入やドローンやICT技術等の先進的な取組を支援してまいります。また、川上から川下までの連携による生産・加工・流通の低コスト化の取組も支援してまいります。

3つ目の観点は産地の競争力強化でございます。

森林環境の適正な保全を通じた持続可能な社会づくりを進めるために、特定の森林や経営体を認証する森林認証制度「FM認証やCOC認証」の普及を図ってまいります。

県産材製品の競争力を高めるため、付加価値の高い商品や優れた技術の開発を促進してまいります。

「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、森林による二酸化炭素吸収量を確保するため、森林整備や保全、森林づくり意識の醸成等を推進するとともに、住宅や非住宅建築物の木造化・木質化による県産材の活用を促進してまいります。

熱量は発電等幅広い分野での木質バイオマスの利用についても、促進してまいります。

「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、農林水産業の有する多面的機能の維持発揮など、生物多様性及び環境保全に関する取組を推進してまいります。森林の場合ですと人工林と天然林のモザイク化や、人工林において下層の広葉樹等の多様な樹種の植生を繁茂させていくという形で、生物多様性の取組というものを地域森林計画の中で位置づけさせていただいているところでございます。

施策の達成度を測る指標といたしまして、林業産出額、栽培きのこ生産量、森林経営計画認定率等を考えております。

17ページをお開きください。

第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生という形で、まず施策の方向性ですが、すべての世代において「触れる・感じる・知る」機会の拡大を図ってまいります。

農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持発揮させるため生産活動通じた取組や地域ぐるみで行う共同活動を支援してまいります。

有害鳥獣による被害を低減させるため、関係機関と連携し取組を推進してまいります。

地域産業6次化を推進し、農林水産業を起点とした農山漁村づくりを推進してまいります。

背景・課題になりますが、森林づくり活動への参加者につきましては、順調に増加しているところでございます。

有害鳥獣等の被害ですが広域化、深刻化するイノシシ等の被害対策は増加傾向にあります。

18ページを御覧ください。

具体的な取組になります。

意識醸成と理解促進ですけれども、ふくしま県民の森など公的施設の維持管理、森林環境教育指導者の育成などを通して、すべての世代における森林に接する機会の創出を図ってまいります。

植樹祭等の森林づくりイベントの開催や森林づくり団体の活動を支援してまいります。

次に、多面的機能の維持発揮です。福島県森林環境税を活用し、森林整備を推進するとともに、森林環境学習の機会の提供や県産材の利用促進を図ってまいります。

豊かな森林を保全するために保安林の必要な箇所については、保安林の指定推進など森林の適正な管理を進めてまいります。

松くい虫やカシノナガキクイムシ等による被害の拡大防止のため、予防・駆除などの被害防止対策を推進してまいります。

林野火災の発生予防など健全な森林の保全を図ってまいります。

ニホンジカにつきましては、隣接県で森林被害が発生しており、県内でも農業被害が発生しております。今回の原案には記載しておりませんが、3月に向けて記載する方向で調整していきたいと考えております。

3つ目の観点で、快適で安全な農山漁村づくりです。

林業経営の実現に向けて、基幹的な林道の整備を推進してまいります。

森林の持つ多面的機能の維持を図り、生命・財産を保護するため治山施設等の整備を推進してまいります。

海岸防災林につきましては、速やかに復旧を図ることとしております。

4つ目、地域資源を活用した取組の促進です。

販路の拡大とブランド力の向上を図ってまいります。そして間伐材等の未利用材など木質バイオマスの安定的な供給を促進するとともに、熱利用施設等における木質バイオマス等の利用を促進してまいります。

施策の達成度を測る指標といたしまして、森林づくり意識醸成活動の参加者数、森林整備面積、林内路網整備延長、治山事業により保全される集落数、木質燃料使用量等を考えております。

19ページをお開きください

地方の進行方向になります。本県は浜通り、中通り、会津と非常に大きな面積を有しております。

7地方がその特性を生かしながら、農林水産業・農山漁村の振興に取り組んでいくことが必要となっております。

このため、地方ごとの特性や課題に応じた地方の振興方向を示すものになってます。

県北地方になりますが、里山再生に向けた森林整備と放射性物質対策の一体的な推進、林内路網整備と高性能林業機械の導入による林業生産基盤活動の整備の推進、森林環境教育は森林ボランティア活動等の取組を支援する。指標といたしましては、森林整備面積、森林づくり意識醸成活動の参加者数を予定しております。

続いて、県中地方でございます。森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取組を支援、木材生産基盤整備や広葉樹の更新伐採等の推進による阿武隈地域の活性化の取組を支援する。指標といたしましては、森林整備面積となっております。

県南地方ですが、現場見学会では実技演習の支援等による林業新規就業を促進、効率的な森林整備に向けた路網整備、森林施業の集約化と高性能林業機械の導入促進を支援する。指標といたしましては、森林整備面積となっております。

20ページを御覧ください。

会津地方では、間伐や主伐・再生林による森林整備等、路網整備の推進を支援する。指標といたしましては、森林整備面積となっております。

南会津地方では、木育や森林環境学習の推進と住民参加による森林づくり活動を支援する。指標といたしましては、森林整備面積となっております。

相双地方では、避難指示解除等地域の状況に応じた放射性物質対策と併せて行う森林整備、林業における担い手の確保、県産材の利用や木材の需要拡大の推進、海岸防災林等の整備を支援する。指標といたしましては、森林整備面積となっています。

いわき地方でか、スマート農林水産業の普及推進、林道等路網整備と主伐・再造林を促進、間伐材等の木質バイオマスへの利用の推進を支援する。指標といたしましては、森林整備面積、木材生産量となっています。

21ページをお開きください。

14 計画実現のためにという形で推進に当たった考え方ですが、様々な主体が参画するとともに、連携・共創により一体となった取組を進めていくということが重要でございます。

このため、様々な主体と連携・共創のもと総合的かつ計画的に計画を推進するとともに、それぞれの主体の活動を支援するという形で県の施策を実施してまいります。

担い手の確保・育成、森林整備の推進など個別計画や方針等を別に策定する分野については、この計画に基づき具体的な施策を策定し、推進してまいります。

最後に計画の進行管理ですけれども、農林水産の施策の基本方向を策定いたしまして、各種施策の進捗や成果を点検・評価するとともに、審議会への報告を始め、農林漁業者や関係団体等との意見交換会を通じて、具体的にその状況等をお示しし、毎年度取りまとめて県民に公表を図っていく考えてございます。

続きまして、資料3を御覧ください。

新しい福島県農林水産業振興計画策定スケジュール（案）でございます。

時期の1月のところに、審議会の欄に計画原案の審議が記載されていますが、これが本日の審議会になっております。

それで最初に述べましたように、3月に審議会を開催する予定になっておりまして、今回の内容・意見等を踏まえ、中間整理案という形で表明しておりますけれども、原案を修正しまして再度、皆様に御審議をいただくという考えてございます。

これらを踏まえまして来年度になりますけれども、市町村・関係団体等への意見照会やパブリックコメントを行いまして、8月に計画案の審議、そして10月に答申案の審議をいただきまして、11月に答申というスケジュールで進めていきたいと考えております。

ただしこれは、県の総合計画が順調に策定されることが前提としたスケジュールですので、総合計画の策定状況によりましては、スケジュールは変更となります。変更になりましたら、その時、改めてお知らせいたします。

以上で、説明を終わります。

議長(藤野会長) ただ今、資料2の1から資料3について説明いただきました。
 これまでの説明について、御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。どの場所からでも結構ですし、どなたからでも結構です。
 いかがでしょうか。田坂委員、お願いします。

田坂委員 資料2-1の18ページの資料でございます。
 ここには書かれていなのですが、事務局の説明の中で、先ほど獣害対策にと言うことでニホンジカについては、3月までに記載します、というお話がありました。
 これは是非、強力に書いて欲しいと思っています。私、福島において国有林の森林管理署長をやっていますけれども、国有林の中でもニホンジカ被害というのが出てきています。これは、農林水産業の各種計画の上位目標になりますので、獣害対策をそこできちんと書き入れてください。
 ニホンジカについては、爆発的に発生しますと被害が出て、苗木を植えても食べられてしまって、本当に森林所有者の方々が、新植をするという行為自体、意欲を損なうことになってきますので、上位計画にも書いていただけたらと思います。これは特に、答えてもらう必要がありません。

議長(藤野会長) はい。答えてもらう必要はありませんということでしたけれども、事務局の方でありますでしょうか。では、技監、お願いいたします。

農林水産技監
 (芳見技監) 貴重な御意見ありがとうございます。
 森林林業のサイドから、今のところ県としては森林被害を把握してる状況ではないということもあって、このような位置づけになっております。
 特に農業では、既に被害が明確に出てきておりまして、南会津地方を中心に捕獲数も相当な数に上っており、そこは農業・林業、一体となった対策をしていかないといけないと考えておりますので、位置づけを明確にしていきたいと思っております。

田坂委員 お願いをしたいと思います。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございます。他の皆さんの方で、御意見などございますでしょうか。緑川委員、お願いいたします。

緑川委員 木材産業は中々、経営が良好な状態で進んでないということは皆さん御承知のとおりだと思います。ですから今、計画を立てて、明るい産業にしたいということでやっているのですが、それは進まないのではないかと、というような感じがします。木材が安い、そんな中で森林を守っている。そこで森林

の林床を利用したらどうか、と言うことでお話をしたいと思います。

資料2-1の8ページの中に、きのこ原木林の再生が記載されていますが、林床を利用した野生の山菜であるとか、きのこを栽培することによって森林の収入を少しでも上げられればと思いますが、残念ながら、原発事故以来、そういう森林を利用できない。

いろいろ聞いてみますと、放射能関係の汚染による影響で供給できないと言うことですが、範囲の基準が、いわき市の中で何か出ればそのものは販売できない。食用に供さないことになっている訳です。いわき市は大きなところですが、もう少し細かくエリアを区分をした中で、放射能検査等をする基準にならないものか。

やはり立木だけでなく、林床も利用して何かをやっていただくことはできないか。わらびとかは中々、許可にならない。当初3回ぐらいの検査をするのですが、わらびは3回検体を取ると時期的には終わりなんです。OKですよと言われても、売り物にならなかったことが、次年度からは1回で済む。という話は聞いてるんですが、いわき市全体ではなく、そこはもう少し小さな区域で調査をして可否を決めるということはどうですか。

そういうものを増やしていけないかと。野生きのこも全部が全部、駄目ではないんじゃないかなという気がします。これは浜通りだけではなくて、会津の方でも問題になっているだろうと思いますけれども、林床利用を行う林業経営もこれから必要ではないのかと思います。

たまたま、林床でサカキを利用している方に話を聞いたのですが、木を売るよりもサカキを売っていた方が収入になるという話もあります。

ですから森林を守っていくのであれば、林床栽培も大いに利用し、重点的に計画を進めていただければ大変助かると思います。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

今の話でいうと2つお話があって、1つはきのこ・山菜の放射性物質の検査をしたときにその有効範囲といいますか、例えばいわき市内のどこかで放射性物質が出たからもう、いわき市全体は駄目だと。もう少し何かその地区だけ駄目であって、他の場所は大丈夫なように、地理的な範囲を変更できないかと言う話と、もう1つはスギとかヒノキだけではなくて、森林の中にもっと様々な資源があるのだから、今回の計画の説明の中にも、うるしや桐の話がありましたので、それ以外にもまだまだ有用樹がございますので、そのようなもっと計画の中に入れてはどうか、というそういう2点の話だったかと思います。

何か事務局の方で、コメント等がございますでしょうか。

では林業振興課長、お願いします。

林業振興課長
(前田課長)

林業振興課の前田でございます。

まず1点目、山菜・野生きのこ等の出荷制限の扱いの話だと思いますが、

現在、市町村単位で出荷制限がかかっておりまして、基本的には市町村単位で出荷制限の解除という流れになります。

緑川委員がおっしゃられたように、特にいわき市のように広域で大きな市の場合だと、こちらでは良いけども、こちらでは駄目という話になってしまうので、制度上、出荷制限を解除する場合には、もう少し範囲を小さくして例えば、いわき市であれば旧市町村単位であったり、小さい市町村であれば大字単位であったりというようなことも、解除の手法としては一応、認められているところでもあります。

ただ国と協議する際に問題になるのが、1つの市町村の中で一部分を解除した場合に、間違いなくそこからだけ安全なものが出てくるのかという、出荷管理が難しいというところがあります。

現在、解除に向けたモニタリング調査を進めていますが、その辺の結果も見ながら、どういったエリアで解除するのか、検討しながら進めさせていただきたいと思います。

もう1つは、林床栽培のお話がありました。この林床栽培は以前から、林業は収入までに長い時間が掛かるというところで、短期で収入を得るための作物として、過去にも森林の中で、例えばわさびであったり、みょうがであったり、しどけ（もみじがさ）等々、取り組んだ結果もございます。

栽培の技術的な資料も過去に整理されてるものがあるって、会津地方で今も取り組まれてる生産者の方もいらっしゃいます。

今回の振興計画の中で、林床栽培等をどの程度の書き込みができるか、検討をさせていただきたいと思います。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

今回の計画の書き方では、恐らくそこをいっぱい書くことはやらないと思いますけれども今後、実際の施策ですとか、新規就業者をどんどん募っていくときに、機械に乗って木を切り出すという話だけではなく、いわゆる最近でいう自伐林家のような話で木も切ります、農業もやりますという中で例えば、林床栽培でいろいろなものを作っていくなどの紹介をしてあげることができると思います。

その中で例えば、県として過去にこういうものを研究してきたマニュアルもあるので、やりたい人がいればどうぞお使いくださいというライブラリーのようなものが整備されていると、普及員の方もお話をしやすくなると思いますので、実際の普及のところで検討いただくのがいいのかなと思います。

ありがとうございます。

それでは、他の委員の方からも御意見いただきたいと思います。いかがでしょう。

オンラインの皆様の方で、何か御意見とかございますか。

では佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

初めて参加させていただきましたけども、内容を見させていただいてるんですが、やはり農林水産業等の重要なところは、先ほどお話ししましたが、「もうかる」仕組みと言うところが、非常に大事なのかなと考えていますので、そういった意味では、「もうかる」というキーワードは非常に良いのかなと考えております。

その中で1つは、資料の2-1の13ページの「需要を創出する流通・販売戦略の実践」ということで、ブランド化という話があると思いますが、出口戦略であるということ、非常に大事だと思っています。

やはり農業の1番の問題は、生産者が直接消費者と繋がっていないというところが、非常に大きな課題じゃないかなと思っています。

自分たちの商品が市場に対してどういう反応を受けるのかを理解していないので、実際、消費者がどのようなニーズを持って、それを生産者がそのニーズを持って、商品を開発していないというところに、大きな問題があるんじゃないかと思っていますので、その流通の仕組みですとか考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

やはり実際に市場における商品というのは、どういう商品なのか。市場での認知はどのようなものなのか。そういった顧客の反応を、要するに消費者の反応というものをきちんと調査して、それを反映する仕組みが大事なのかなというふうに思っています。商品自体が本当にその価値があるものなのか、それがマッチングしてるのかというところを是非、この中にも結果として受けて、まずその生産者の方が、商品の選択肢というような仕組みが出来てくればいいんじゃないかなと思っています。

中々、実際に作れば良いということじゃなくて、作った商品が本当に売れるのか、価値があるのかというものを、生産者が理解して自分で判断しながら商品を考えていく、生産していくような商品を変えていくということが出来てくると、実際に「もうかる」農業に繋がっていくんじゃないかなというのが1つあります。

もう1つは、やはり自給自足ということで、自分たちの町で作ったものは自分たちの町、町民が食べていく仕組みというのは非常に大事だと思っています。そういった意味でも学校給食がありますけれども、教育委員会と連携して、地産地消をどう図っていくのか、もう少し強力に行っていく必要があるんじゃないかなと思っていますので、そこは学校関係や教育委員会と連携して、地元のものを使っていく仕組みをどう取り入れていくのかというの、同時に進めていただければなと考えております。私からは以上です。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

1番最初のところで、生産者と消費者が繋がっていないというお話があったかと思いますが、恐らく一番その間を繋いでいるのはJAではないのかなと思います。JAだけに頼らないで、それは生産者が自分で消費者と何か繋がっていく、例えばインターネット販売ですとか、産直ですとか、

そういうことをイメージされた御発言とさせていただければよろしいでしょうか。

佐藤委員

要するにそういったところもあるんですが、基本的データとして返ってこないことが問題なんじゃないかと思っております。

実際に農協が絡んでもいいんですけど、消費者がどのように感じているか、福島県で作った野菜ですとかそういった農産物が消費者においてどのように満足してるものなのか。

若しくは、今ニーズとしてあるものか、というところをやはり市場データとして反映して、農家の方にフィードバックできるような仕組みが出来ていないんじゃないかなと思っておりますので、その辺は、農協でも良いですし直売所でも良いので、仕組みを構築していく必要があるんじゃないかと思っております。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

事務局の方で何かこれに対してコメント等ございますでしょうか。

今回は森林審議会ではありますけれども同じような、関わる部分だと思います。農林企画課長、お願いします。

農林企画課長
(鈴木課長)

林産物ばかりじゃなくて、農産物の市場あるいは消費者のニーズ・評価といったものを生産者の方にきちんと繋げていかなくはないといけないというようにお話だったかと思えます。

そこはおっしゃるとおり、どういう売り方するにしても、消費者あるいは販売の人に対応するということが、非常に重要でございまして、本文の中でも明確にマーケットインの視点に立った生産・販売を基本にという表現をさせていただいております。

そういったことを進めていく中で、御指摘のあった生産者側に向けての川下の方の声・ニーズといったもののフィードバックといったことも持ち帰り検討していきたいと考えてございます。

議長(藤野会長)

今現在、県の方で、例えば、そういう消費者調査いわゆるマーケティング調査のようなことは何か事業でも結構ですし、試験研究でもいいんですけども、農業分野になってしまうと思えますけれども、何か行われているものなのでしょうか。

では、技監の方からお願いします。

農林水産技監
(芳見技監)

町長さんおっしゃられたようなこと一番、近くやってるのは品種開発のときでございます。今いちごの品種なども開発しておりますが、実際に消費者の調査とは、市場関係者への調査をして、しっかりと受け入れられるようなものか、品質のことを確認をしながら開発をしているということはさせてい

ただいてるんですが、確かにどうしても農協出荷っていうのが、大きいウエートを占めているので、町長さんがおっしゃるような農家の方が出荷したら終わりだというのが、大勢を占めてるんだとは思っております。

ただやはり、それでは我々も不十分だと思っておりますので、今後更に、検討させていただきたいと思えます。

議長(藤野会長) 今のお話では完全にマーケティングのお話で、私も一応マーケティングが専門の人間ですので、極端に言ってしまうと、味とか品質よりもパッケージを注視するような、そういう消費者が世の中多いですので、例えばそういうような調査などを県の方でも行い、その結果を例えばJAにお知らせする、若しくは生産者の方に直接お知らせする。そういうところを通じてやっていけば良いのかと。

同じように農協の方でも、もしそうされていればどんどん生産者の方にフィードバックされていく。フィードバックのときに恐らく、農業の普及員の方も関わってこられるんじゃないかなと思えます。

更に言えば、森林に関してはマーケティング的なことが行われているでしょうか。恐らく他の県も含めて、あまり行われていないんじゃないかと思っておりますけれども。

林業振興課長(前田課長) 木材に関しては、身近なところでは住宅という形になりますが、木材そのものが最終の消費者のところまで直接届かない、エンドユーザーが直接ものを選ぶのが難しいのが農産物と違うところかと思えます。

木材を住宅なり建築物として使う場合には、品質がしっかりしたものを作ることが重要で、まずは私どもサイドとしては、品質の良い製品をユーザーにお届けするというのが、第一になると思っております。

議長(藤野会長) はい。ありがとうございます。
佐藤委員、今のようなお答えでよろしかったでしょうか。

佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

議長(藤野会長) では続いて、今野委員の方から手が挙がっていますので、お願いしたいと思います。

今野委員 はい、ありがとうございます。
資料2-1の6ページのところで幾つかあるんですけども。
まず最初に、1番最初の仮のスローガンのところなんですけど、「もうかる」については、様々な議論があるかと思うので、ここは飛ばして行きますけれども、共に創るといふところの後半の方で、都市部の人たちと関わりながら、共に創るといふようなことがあったんですけど、内容を確認してみると都市部

の人に農村に来てもらうイメージの内容はあったんですけども、それが何かお客さんとして来てもらうような感覚で、どちらかという共に創るといようなイメージにならなかったの、そこをちょっと共創していくことを考えないと、これから中山間地域は、ますます人が少なくなっていく中で、人手としても都市部の人に関わってもらうような仕組み作りというのも、ここに入れていく必要があるんじゃないかと思いました。

あともう1つは、第2節のところの多様な担い手の確保のところなんです、ここで恐らくイメージしている新規就業者、新たに若い人たちをどうやって林業に入れていくかという視点でお話をされているかと思うんですが、今の就職活動の中で、他の企業と林業が比較されると、雇用が安定してるとか、給料が良いというところでやっぱりそっちに行っちゃうので、そうじゃなくて儲けられるような視点も必要だと思うんですが、それ以外にも恐らくその職業選択の何か視点があると思うんですが、これに関しては実際に、子供たちの声を聞いているのかなというのが、ちょっと気になりました。

それは資料1のところ、意見交換会などをされていると思いますけれども、この意見交換会の方たちも、やっぱり大人の方たちが多いので、この先10年を見据えて行くときに、子供たちはどういう視点で職業を選択していくのかというようにところを聞いたりする機会を持っても良いのかなと思ったので、これは提案として入れさせていただきます。

あともう1つは、担い手の育成の確保の部分で、正規雇用としてというか生業として林業を専業でやるっていうのは、やっぱりそのプロ集団だと思うんですね。これから林業を生業としていくには、林業の方たちがそこまでになるには、ハードルが高いという部分もあるかと思うんですけども、そのような方々にあこがれているけれども手が出せないというような人たちの中にはいると思うので、ある程度ちょっと副業などという形でちょっとずつ関わってもらえるような仕組みも作っていくことで、関わり方の多様性をもう少し見ていただいた方が良いのかなと思いました。以上です。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

3点、御質問いただいたと思います。

1つ目は、基本目標のところにある、共に創るところで、その言葉に従うのであれば施策の部分が足りていないのではないかと。

2つ目が、多様な担い手というのであれば、これから担い手になってくるだろう子供たちの声を聞いてはどうかと。

3つ目は、担い手といたしましても林業のプロになるのは中々、直ぐに出来るものではないので、多様な関わり方、こういうのを考えてみてはどうかという御意見だったと思います。

何か事務局の方で御意見ございますでしょうか。

農林企画課長、お願いします。

農林企画課長
(鈴木課長)

農林企画課でございます。

1点目の都市住民の方々もきちっとその地域を守っていくという形で、活動に参加していただけるような取組施策として必要ではないかという御意見です。

現段階の案では、都市住民の方々に対する情報発信、それからその地域の維持活動に参加するような受入体制の強化など関係人口等の拡大に通じるつながる取組を促進します。具体的には資料2-2の73ページ、薄字になっているんですが、このようなことは記載しておりますが、確かに情報発信はきちんとしていきますということは書いてございます。それに加えて受入体制の整備という書き方で書いてございますが、今の御指摘を踏まえて、書きぶりは少し検討させていただきたいと考えてございます。

それから2点目、子供たちの職業選択をどのように子供たちがどんな視点で職業選択を考えてるのかという意見を聞く機会を設けたらいいじゃないかという御提案を頂きましたので、今後検討させていただきたいと考えてございます。

議長(藤野会長)

3点目は、様々な林業への担い手になる関わり方があっても良いのでは、と言うことがありましたけれども、特にコメントありませんかね。

私も福島大学の先生をやっておりますけれども、京都に林業大学校という林業の専門学校があり、そちらで生徒を何人か持っております。そちらの学校の方針としては、例えばいきなり林業で専業でやっていくのは恐らく無理だろうと。給料面でも大変だろうから森林組合などに努めながら、休日は自分で畑を耕して自分の食うものは作っておくと。そうすることで、最低限食べ物に困ることはないだろうと。例えばそういうことで、最低限の生活を維持させていただく。そういうふうな関わり方が何かも教えていますし、先ほどもちょっと申し上げたんですが、最近はいわゆる自伐林家という方々が増えてきまして、もう20年ほど前でしたら半農半Xと言っていたようなものだと思いますけれども、様々なことをしていくということも必要かと思えます。恐らく施策の中で推進というのは難しいと思うんですね。可能性がありすぎるので。なので、恐らくこの書き方としては、森林組合とか林業会社に勤める以外の選択肢もある。そういったことをにおわせることになっていけば良いのではないかなと思います。

他の皆様からの御意見も、まだまだいただきたいと思いますが。

では秋元委員、お願いします。

秋元委員

資料2-1の7ページの東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化ですが、その中で森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取組で、福島県の場合はふくしま森林再生事業、それから里山再生事業ということで今やっていると。ふくしま森林再生事業の場合は、森林整備そして放射性物質対策ということで間伐材を切ってそれを搬出する事業です。放射性物質対

策と一体的に行っていると思いますが、これは福島県で設計書を作るもの
すから、行政が事業主体となってコンサルタントを受注するものですから、
現場で様々な打合せをやっていきます。

ただ、里山再生事業の場合、ふくしま森林再生事業の場合はあと5年間は
国でも予算を付けてやるという方針が決まりましたけれども、里山再生事業
も今年から大部増えると思います。

ところが里山再生事業は御承知のとおり人家の近くだとか、公園の整備だ
とか、そういうところが多い事業です。

線量が高いところもあり、例えば沼とか、傾斜がきついいところもありま
すが、切り捨て間伐がものすごく多いんです。

特にこの前も農林水産大臣も富岡町の現場に来たのですが、大臣が怒りま
した。「なんだこれは」と。実際に伐った木は、そこに並べて置くだけでこれ
で線量が下がるのか。担当者が説明をするのに苦労したようです。

もう1つ、設計も入札も国がやっているのです。ゼネコンが入り、地元が
取る事業ではないんです。国で入札を掛けて、我々に来的时候にはいくらで
入札をしたのか、どのような設計書を組んだのか分からず、これで間伐をや
ってください、木はここに重ねて置いてください、だけなんです。

森林整備は大切なんですけれども、放射性物質対策が一体的になっていな
いので、県の方から国へ要望や我々も国へ要望するとき、実際に事業をやる
ときにはやはり地元の声を聞き、地元で設計を組み、地元で発注をすれば良
いんですけれども、繰り返しになります、国でやっているものですから、
我々に来的时候にはこれでやってくれと金額だけ示して、それだけなんです。

国で予算を取り、良い事業ですので、国の方に要望等をお願いしたいと思
います。

議長(藤野会長) ありがとうございます。では次長、お願いします。

農林水産部次長
(丹治次長) 里山再生事業につきましては、本年度から里山再生モデル事業の成果を踏
まえて取り組んでいくということになってる訳なんです、基本的には森林
整備と除染、それから線量測定、これの中の二つもしくは三つを組み合わせ
て実施するということになっています。

その森林整備の部分ですが、除染特別地域の方については、基本的に森林
整備も国が実施するっていうことになっていまして、それ以外のところでは
通常のおくしま森林再生事業の予算を使って、市町村が実施するということ
になっているので、国のやる部分と市町村がやる部分があるという違いがあ
るということと、国が行う部分についてはどうしても国が設計・発注という
ことになります。

いずれにしても里山再生事業を実施するに当たっては、関係省庁と福島県
も一緒になって連絡会議等を持って取り組んでおりますので、今御意見いた
だいたものについては、しっかり共有していきたいというふうに考えてます。

議長(藤野会長)

秋元委員、よろしいですか。

秋元委員

里山再生事業に町村も入れてくれればいいんですけども、公園とかそういうのが多いもんですから、どうしても人家のそば、どうしても面積の確保とかで、どうしてもそこは後回しになっちゃうんです。

ですからせっかく間伐した材木が、放置するだけになってしまいます。

それではせっかくやったメリットがないと思いますので、どうせなら国と県と一緒にあって、里山再生事業とふくしま再生事業を合わせてやるとか、そこも行わないとせっかくやったものは無駄になってしまう気がするので、そこら辺を調整して、よろしく願いいたします。

議長(藤野会長)

はい。ありがとうございます。まだお時間ありますので、他の委員の方からも御意見いただきたいですけれども。

では齋藤久美子委員、お願いいたします。

齋藤久美子委員

2つあるんですけども。

まず1つ目が、資料2-1の21ページ目、計画実現のためになんですけども、恐らく今、秋元委員のおっしゃっていたことにも繋がるかと思うんですけど、1番上の文書に計画の実現のためには、農林漁業者はもとより、市町村ですとか国並びに県民など様々な主体が参画して、そして県が連携・共創して取組を進めていくということになるかと思うんですが、前に戻りまして資料1の5ページの1番下に、市町村が森林管理を委ねられても林務担当はおらず対応は難しいという御意見をちょうだいしているようですので、この振興計画を作っていくに当たって、一体県がどのように国ですとか、それから市町村、関係団体と共創そして連携していくのかというのを具体的な文章で書いていただくと、これからの10年にまた明るいものが開けてくるのではないかなというふうに思います。1つの意見です。

そして2つ目なんですけれども、資料2-1の17ページ、活力と魅力ある農山漁村の創生ということで、施策の方向性の文章があります。私、公募委員としてここに参加させていただいているんですけども、農林水産業の新生プランなど一般の人たちが見たときに、自分たちは農林水産業にかかわってないからあんまり関係ないかなと思いがちなんですね。この上の文章で多くの方々が農林水産業・農山漁村の持つ役割の重要性について理解を深めるように機会の拡大を図りますと書いてありますが、多くの方々がと言われると、やっぱり自分にはあんまり関係ないように思ってしまう。

ただ先ほど、事務局の方の御説明のときにすべての世代とおっしゃってました。すべての世代とおっしゃっていただくと、もしかして自分にも関係があるのかもしれないというふうに思います。原案を拝見したところ、原案にはすべての世代というところがちょこっと取り上げられていたんですが、

是非とも振興計画はすべての世代、すべての県民に向けたものであるということもアピールしていただけるとうれしなと思います。

以上です。ありがとうございます。

議長(藤野会長) 今の御意見について、何か事務局の方でコメント等もございますでしょうか。農林企画課長、お願いいたします。

農林企画課長 貴重な御意見ありがとうございます。

(鈴木課長)

1番目のどのように連携・共創していくのか、ということに記載すべきという御意見につきましては、それぞれの分野によってどうやっていくかは異なる部分ありますが、次回の本文の修正に向けて、今の御意見を参考に考えさせていただきたいと思います。

それから2番目の多くの方々がという表現につきましても、今の御意見を参考にさせていただいて、次回、3月に向けて本文の表現は検討させていただきたいと思います。

きちんと分かりやすい表現というような御意見かと思っておりますので、非常に大事な視点であり、参考とさせて頂き検討させていただきたいと思っております。

議長(藤野会長) 齋藤委員、よろしいですか。

齋藤久美子委員 はい、分かりました。

議長(藤野会長) ありがとうございます。他いかがでしょうか。

私の方から皆さんに振ってよろしいでしょうか。

今回、方針が「もうかる」農林水産業というところから、資料2-1の4ページの1番下に、基本目標としまして仮で『「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』というように、今までの計画から変更がありました。

「もうかる」というところにつきましては前回まで、いろいろな御意見が出てきたところですが、「誇れる」ですとか共に創る、農山漁村このあたりは前回のところには入っておりませんでした。このあたりについては、皆さんどう思いになられているか御意見いただくとありがたいなと思います。

もちろん「もうかる」についても、御意見ちょうだいできるならばしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

秋元委員、お願いいたします。

秋元委員

もうけるというのはこれは農林水産業、全部に該当すると思うんですが、真面目にやったら「もうかる」わけがないと思うんですね。

やはり林業は、まず一番に公益的機能を持っているんですけども、私は森林組合長として考えているのは、やはり補助事業なんですよ。

国が、県が林業に対してある程度の力を入れてくれないと、個人ではどうしようもないことだと、私は思います。そうして、国とか県の助けることによってそこに働く人が「もうかる」。

しかし働く場合でも後継者を作らなければいけない。そういう段階を踏むことによって、「もうかる」ということが出てくるんじゃないかなと私は思うんですが、まずお願いしたいことは、国から援助等でしょうね。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。他の皆様も御意見がありますか。

あまりないですかね。

実は私、基本目標について言いたいことがあります。

「もうかる」という言葉については、農林水産業にかかる言葉だと思えます。「もうかる」農林水産業、これはイメージできます。

そして「誇れる」農山漁村、これも何となくイメージとして出てくるんですけども、この「誇れる」農山漁村について、実際に施策のところはどうなってるのかというと、結局、同じページのところにあります「安心して暮らす」ことができ、というところが1番メインになっているんじゃないのかなと思います。

これは災害が少ないとかそういうことになってくるんですけども、うちの町ね災害少ないんだよ、ということが果たして我が町の誇りなのかと。

ちょっと何か違うんじゃないのかなと思います。

私はあまり誇りを持たない人間なので、自分の住んでる町の誇りがどうかというつもりも全然ないですけども、恐らく一般の人が思う誇りというものは、もう少し何か文化的なものがあったり、何かもっと良いものが様々あることだと思うので、その部分が書きぶりとして足りてないんじゃないかなと思います。

更に、共に創るといふところを言うと、先ほど御意見もあったところですけども、何か共に創ってる感じが全く感じられず、お客様としてやって来てくださいと。なので、「誇れる」とは書いてるんですけども、「もうかる」というのは農林水産業と「もうかる」農山漁村を意味して、農山漁村の魅力をアップして金もうけをしたいんだという計画に私は読めてしまうんですね。

ただ本来、「誇れる」農山漁村とは住んでいる人のお話だと思うんですね。

もちろん農民、森林所有者なども産業の人間ですけども、住んでいる人間として我が町を誇るというはずが、我が町の誇りを創って、それをブランド力にするんだと、果たして本当に、この計画はそれでいいのかなというのが、私の素直な疑問になります。

逆に言うともともとの、「もうかる」農林水産業であれば、儲けに行くんですよねで済むんですけども、農山漁村を出してくるっていうことは、農山漁村の魅力を使って儲けたいんですよというふうに読めてしまうので、そのあたりはそういう理解で良いのかなというのが、すごく疑問に思っております。他の皆さん、いかがでしょうか。

事務局の方で何かコメントとかありますでしょうか。
農林企画課長、お願いします。

農林企画課長
(鈴木課長)

前回からこのように変えた理由の1つとして、前回、この審議会だけではないんですが、「もうかる」という言葉の議論の中で、皆が皆この「もうかる」ためにやってる人たちだけではなくて、農林水産業をそこに住んで、地域を守っていくという観点でやってる人もいますので、「もうかる」はどうかというような御意見もありまして、きちんと「誇れる」という部分も農林水産業に対して持つという意図も見せたいということで、並列にしたということもこの変更した理由の1つでございます。

確かに、その結果、「もうかる」農山漁村というふうにも読めるじゃないかというような御指摘もあります。

議長(藤野会長)

資料2-1の4ページの資料のところに、いみじくも矢印がクロスになっている部分があるので。

農林企画課長
(鈴木課長)

なるほど。はい。

議長(藤野会長)

そういう意図だったんだろうなと。思ってしまうんですけども。

農林企画課長
(鈴木課長)

そうですね。結果的に充実した生活ができるということが、一部「もうかる」ということも繋がるんじゃないかという矢印の書き方がありますが、確かにそれがメインであるとおかしいという御意見はごもっともなところもありますので、ここの矢印の表現とかも含めて、検討させていただきたいと考えております。

議長(藤野会長)

はい。技監の方からお願いします。

農林水産部技監
(芳見技監)

最初に会長から御指摘いただいた安心してということで、ここは実は内部でも議論はありまして、いろいろな気持ちを凝縮してしまっているの、分かりづらいと思います。

満足してとか、心豊かにみたいな意味合いを示すものですから、再考させていただきたいと思います。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。他の皆様の御意見いかがですか。
では齋藤久美子委員、お願いします。

齋藤久美子委員

今の意見に対してなんですけど、私、6年前に福島県に移住してきてまして、東京出身でこちらに来る前は、0m地帯で暮らしてました。

近くには、畑とか田んぼとか山とかが全くないところで暮らしてたんですけど、福島県で6年暮らしていて、福島がいいなと思うところは、農林水産業は全部繋がっているんで、それぞれ今、様々な御意見があるかと思うんですけども、例えば、私は周りが畑とか田んぼだらけのところに暮らしていますが、自分たちで畑を一生懸命育てれば自分たちの食べるものには困らない。この食べ物に困ることがないというのはとても誇るべきことだと思っています。例えば、里山を整備すれば畑が豊かになって、田んぼも豊かになって、もちろん海を豊かになって、そうすると福島県だけで食料自給率100%を超えることができるかもしれない。

これはとても誇るべきことだと思います。

これを東京の人がやろうと思ってもできないことなので、そういう視点で考えていただくと、誇るべき福島は自分たちが自慢できるところをもっとアピールしていけばいいのではないかなと思います。以上です。

議長(藤野会長) ありがとうございます。そのようなところもございますので、参考にしていただけたらと思います。

もう時間も余りないのですが、阿部委員、何か御意見ございましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

阿部委員

郡山女子大学の阿部です。

今日の会議に参加させていただきまして、先ほどの「もうかる」ですとか、一体的に取組を進めていかなければいけないというような話もありましたが、「もうかる」ということを考えた時に、いつまでも国の補助を頼りにできないと思いますので、地域で一体となって取り組むということを小規模単位で、各地域の林業や木材産業、建築関係の方々連携を組み合わせながら、それぞれ経済を回していくことがとても大事だと思います。連携を深めていく中で儲けと言いますか、そういった仕組みを創り上げていく、つまり各地域で経済を回す連携を創り上げていく体制をこれから考えていく必要があるのではないかと思います。

地域の仕組みの中で、個人個人が、あるいは全世代の方々がかかわることによって、そういった気持ちも子供のころから醸成されていくのだと思います。本学には建築デザインコースがありますが、やはり林業と建築、つまり木を使って建物を建てることを考える時、一級建築士、二級建築士は建物を設計するだけではなく、地域の木材を使うことや、設計にそのような考えを盛り込んでいくことも大事だと思いますので、県からの補助事業に参画をしながら、各企業や大工さんなど、地域の方々との連携を図りながら気持ちを醸成したいと考えています。地域の連携体制を深めていく中で、その地域での「もうかる」事業に繋げていける若者の発想を取り入れることも、よいのではないかと思います。

議長(藤野会長) そうすると佐藤委員の方から御意見のあった、例えば、自給自足とか自分の町で作った農産物を自分の町で食べていくとそういうのと割と似たような話と思ったらよろしいですかね。

阿部委員 そのように思います。木材産業にとっても、農産物と同じような考えのもと、もう少し連携を高めても良いのではないかと思います。

議長(藤野会長) ありがとうございます。それと今日のお話の中では、かなり小さなエリアで自給自足的なところの視点もあつたら良いのではないか、というのがだいたい出てきたのかなと思います。

お時間の方も、大部来てしまいましたので、そろそろ本日の議論の方を終わりにしたいと思います。今日は、特に何かを決定するということはありません。皆様の御意見を頂戴する場になっておりますが、何か最後にございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日の議事はこれにて終了とさせていただきます。私の方は、議長の職をこれで終わらせていただきます。では、司会にお渡しいたします。

司会
(三浦総括主幹) 藤野会長、ありがとうございました。

また委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。

それでは、次第の「6 その他」に移らせていただきます。

事務局、お願いします。

事務局
(森林計画課
會田主幹) 事務局より4点ほど、連絡がございます。

1点目です。

本日御審議いただきました計画原案に対し、更に御意見やお気づきの点がある場合は、2週間以内にメール等で森林計画課まで、送付をお願いいたします。

2点目です。

初めて森林審議会リモート会議を行わせていただきました。リモート会議について何か御意見・御質問等があれば森林計画課まで、併せて送付をお願いしたいと思います。

3点目です。

次回開催についてでございます。令和2年度第7回福島県森林審議会は、3月26日金曜日になります。

時間は1時30分から3時30分で開催を予定しております。

場所は、杉妻会館 4階 牡丹の間を予定しております。

なお、次回開催につきましては、福島県森林審議会長から2月に文書で郵送されますので、御確認いただければと思います。

4点目でございます。

本日の議事録についてです。本日の議事録につきましては、整理の上、御発言いただきました各委員に御確認をいただき、議事録署名人の押印後、写しを全委員へお送りいたします。

なお、議事録は、森林計画課ホームページで公表いたしますので、御了承願います。

事務局からは、以上でございます。

司会
(三浦総括主幹)

以上をもちまして、令和2年度第6回福島県森林審議会を閉会いたします。
本日は、誠にありがとうございました。

以上の議事録内容に相違ありません。

齋藤 燈子

齋藤 久美子